

**一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会**  
**2023年度 第1回臨時社員総会議事録要旨**

2023年10月1日(日) 15時00分から15時20分まで、AP日本橋(東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント6階) F+Gルームにおいて臨時社員総会を開催した。

社員総数 245名

議決権を行使することができる社員総数 245名

議決権を行使することができる社員の議決権の数 245個

出席社員 227名(委任状による出席190名を含む。)

出席した当該社員の有する議決権の数 227個

出席理事 比企直樹、鍋谷圭宏、石井良昌、伊藤明彦、遠藤陽子、大石英人、亀井 尚  
斎藤恵子、森みさ子、高増哲也、竹内裕也、名徳倫明、小山 諭、二村昭彦  
廣野靖夫、犬飼道雄(敬称略、五十音順)

出席監事 福島亮治(敬称略、五十音順)

なお、市川大輔理事、奥川喜永理事、清水孝宏理事、永野彩乃理事、増本幸二理事、光永幸代理事、三原千恵理事、森 直治理事、倉田なおみ監事、花崎和弘監事は、WEB会議システム「ZOOM」を使用することによりこの会議に出席し、質疑・議決を行った。

以上のとおり定足数に達したので、定款第23条の規定により理事長である比企直樹が議長となり、開会を宣し、直ちに議事に入った。議長によって、定足数の充足が確認されたほか、開催場所とZOOMでの出席者との間で情報伝達の双方向性及び即時性が確保されていることを確認された。また、議事録署名者は定款第26条に則り、川畑 亜加里代議員、高崎美幸代議員、東敬一朗代議員、鷲澤尚宏代議員にお願いすることになった。

## I. 理事長挨拶

比企理事長から今回の臨時社員総会の開催目的と議事進行に関する留意事項について説明がされた。また、ご参集いただいた名誉会員、特別会員、代議員に対して謝辞が述べられた。

## II. 審議事項(定款変更)、報告事項(支部規則・支部学術集会運営細則変更)

### 1. 定款第1条 学会名称の変更について

比企理事長より本会として学会名称変更を社員総会に諮ることを理事会で決定した経緯の説明がなされた。学会は「日本静脈・経腸栄養研究会」からスタートし、「日本静脈経腸栄養学会」へと発展し、2020年に「日本臨床栄養代謝学会」へ名称変更した。しかし、この新しい名称が他学会の名称と近似していること、および英単語頭文字の略称「JSCNM」と通称「JSPEN」の間に齟齬が存在することが生じている。これを解決するため今回の議案提出となったとの説明がされた。

現在の定款では、学会名称を「一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会」、英文名称を「Japanese Society for Clinical Nutrition and Metabolism」とし、学会の通称として、この法人の理念として「Justice, Science, Practice and Education for Nutrition」を掲げ、それぞれ

の頭文字を取り「JSPEN」を規定しているが、これを学会名称「一般社団法人 日本栄養治療学会」とし、英文名称を「Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition Therapy」、そして法人の英文名称の頭文字から、略語を「JSPEN」とすることに変更する。本変更については、日本医学会において名称変更が承認されることを条件として、2024年4月1日より施行する。

との議案が提出され、賛否を議場に諮ったところ、満場一致で異議なく承認可決された。  
※変更内容は別紙変更後・現行対照表を参照。

## 2. 支部規則・支部学術集会運営細則について

2023年5月8日の理事会で、学会名称の変更に伴う支部規則及び支部学術集会運営細則の一部改定が承認されたことが報告された。

※変更内容は別紙新旧対照表を参照。

以上、議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、理事長及び本総会において議事録署名者に指名された川畑 亜加里代議員、高崎 美幸代議員、東 敬一朗代議員、鷺澤 尚宏代議員がこれに署名捺印する。

2023年10月1日

【別紙】

定款・定款施行細則 変更後・現行対照表

| 変更後  | 現行   |
|--|--|
| <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は一般社団法人<u>日本栄養治療学会</u>と称する。</p> <p>2 この法人は、英文名称を <u>Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition Therapy</u> とする。</p> <p>3 この法人の通称は、<u>この法人の英文名称の頭文字から、JSPEN とする。</u></p>  | <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は一般社団法人<u>日本臨床栄養代謝学会</u>と称する。</p> <p>2 この法人は、英文名称を <u>Japanese Society for Clinical Nutrition and Metabolism</u> とする。</p> <p>3 この法人の通称は、この法人の<u>理念である「Justice, Science, Practice and Education for Nutrition」の頭文字を取り、JSPEN とする。</u></p> |
| <p>附則</p> <p>1. この定款は、平成30年2月21日一部改定、直ちに施行する。</p> <p>...</p> <p>7. 第12条第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月期に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時までは、理事の員数の上限を28名とする。</p> <p><u>8. この定款は、令和5年10月1日一部改定、日本医学会においてこの法人の「日本栄養治療学会」(英文名称 Japanese Society for Parenteral and Enteral Nutrition Therapy) への名称変更が承認されることを条件として、令和6年4月1日より施行する。</u></p> | <p>附則</p> <p>1. この定款は、平成30年2月21日一部改定、直ちに施行する。</p> <p>...</p> <p>7. 第12条第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年11月期に係る令和5年開催の定時社員総会の終結時から令和6年11月期に係る令和7年開催の定時社員総会の終結時までは、理事の員数の上限を28名とする。</p>  |

支部規則 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人 <u>日本栄養治療学会</u> (以下、「本法人」という。) 定款 第3条の目的を達成するため、地域の栄養療法および臨床栄養代謝学の普及発展とともに会員の増加と会員</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、一般社団法人 <u>日本臨床栄養代謝学会</u> (以下、「本法人」という。) 定款 第3条の目的を達成するため、地域の栄養療法および臨床栄養代謝学の普及発展とともに会員の増加と</p> |

|  |  |
|--|--|
| の地域における活動の支援に貢献することを目的とする。   | 会員の地域における活動の支援に貢献することを目的とする。                 |
| <p>附則</p> <p>9. 本規則は、2022年3月24日に改訂、施行する。</p> <p><u>10. 本規則は、2023年5月8日に改訂、本法人の「日本栄養治療学会」への名称変更に係る定款変更が施行されることを条件として、当該定款変更の施行日より施行する。</u></p> | <p>附則</p> <p>9. 本規則は、2022年3月24日に改訂、施行する。</p> |

### 支部学術集会運営細則 新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、一般社団法人 <u>日本栄養治療学会</u> (以下、「本法人」という。) が主催する支部学術集会の適正運営について必要事項を定め、支部学術集会が適切にかつ合理的および経済的に運営されることを支援するものである。</p>       | <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、一般社団法人 <u>日本臨床栄養代謝学会</u> (以下、「本法人」という。) が主催する支部学術集会の適正運営について必要事項を定め、支部学術集会が適切にかつ合理的および経済的に運営されることを支援するものである。</p> |
| <p>(発表の申込・著作権・二重発表)</p> <p>第11条</p> <p>2 支部学術集会ともに発表内容や抄録に掲載される図表等の著作権は一般社団法人<u>日本栄養治療学会</u>に帰属する。</p>  | <p>(発表の申込・著作権・二重発表)</p> <p>第11条</p> <p>2 支部学術集会ともに発表内容や抄録に掲載される図表等の著作権は一般社団法人<u>日本臨床栄養代謝学会</u>に帰属する。</p>                                  |
| <p>附則</p> <p>1. 本細則は2020年3月27日に制定、直ちに施行する。</p> <p><u>2. 本細則は、2023年5月8日に改訂、本法人の「日本栄養治療学会」への名称変更に係る定款変更が施行されることを条件として、当該定款変更の施行日より施行する。</u></p> | <p>附則</p> <p>1. 本細則は2020年3月27日に制定、直ちに施行する。</p>  |